産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令（案）等に関する意見公募手続の結果について

令 和 ８ 年 １１ 月 １９ 日
経済産業省経済産業政策局
生活維持物品役務需要減等対策室

標記について、令和８年９月９日から同年10月16日まで、下記のとおり広く国民の皆様からの御意見を募集しました結果、本件に関して８件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

１　意見募集の実施方法

（１）意見募集期間
令和８年９月９日～令和８年10月16日

（２）意見募集の掲載媒体
電子政府の総合窓口（e-Gov）、窓口での配布

（３）意見提出方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

２　意見募集の結果
意見提出数　８件

３　寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方
別紙のとおり

以上

別紙

御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	本件の省令案（産業競争力強化法に基づく各種省令案）の策定・施行にあたり、我が国の技術流出防止および経済安全保障の観点から、以下の通り意見を申し述べます。 1. 組織変更および事業再編における安全保障上の審査の厳格化 　労働者協同組合の株式会社への組織変更や、実施指針に基づく軽微な変更等の手続き規定の整備にあたっては、企業の事業活動の持続的発展を促す趣旨に賛同する一方で、これらの制度や組織再編スキームが、海外資本や我が国の重要技術・知的財産を狙う主体による不当な買収・技術抜きの「抜け穴」として悪用されないよう、審査段階における実態把握および安全保障上のチェック機能を十分に働かせることを求めます。 2. 財務要件等の審査における実効性確保 　省令案において規定される純資産額や借入金・営業利益等に関する要件の運用にあたっては、形式的な基準クリアにとどまらず、技術流出リスクを抱える主体や、不透明な資金背景を持つ外国資本による国内基幹技術保有企業への関与を適切にけん制できるような厳格かつ実効性のある運用を強く要望いたします。	認定労働者協同組合から株式会社への組織変更は、法人格の同一性を維持したまま法人形態を変更するものであり、組織再編や重要技術の移転を想定したものではありませんが、いただいた御意見については、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
2	【件名】 「産業競争力強化法による株式会社への組織変更に関する省令（案）」等に関する意見 【意見内容】 労働者協同組合から株式会社への組織変更を認める制度趣旨、および本省令案で定められる計算・手続規定について、以下の点につき明確な説明と見直しを求める。	本措置は、エッセンシャルサービスの供給を担う認定労働者協同組合について、事業の継続・発展に必要な資金調達、事業規模の拡大その他の経営上の必要性に応じ、法人格の同一性を維持したまま株式会社へ移行する選択肢を設けるものです。具体的には、認定労働者協同組合から株式会社への組織変更に当たって、産業競争力強化法において、組織変更計画の作成及び組合員による承認、組織変更に関する公告、組織変更に反対する組合員による持分の払戻請求並びに債権者保

	1. 組織変更における経営上の合理性と必然性の説明不足 労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、対等な立場で経営に参加しながら、地域社会の多様な福祉、子育て、地域密着型サービス等の課題を協同して解決することを目的とした、非営利・公共性の高い組織形態である。 本法改正および本省令案は、この労働者協同組合から営利を追求する「株式会社」への組織変更を想定しているが、どのような経営上の合理性や社会的必然性があってこのスキームが用意されたのか、その法的・実務的メリットの全体像が、省令案からは全く見えてこない。 どのような実態・ニーズを想定してこの組織変更ルートを解禁するのか、その前提となる政策目的を明確にすべきである。 2. 組織理念の変質および組合員・地域住民保護への懸念 労働者協同組合から株式会社への移行は、1人1票の民主的な意思決定や剰余金配当の制限といった、協同組合本来の根本原則から、株主資本主義に基づく株式会社への劇的な転換を意味する。 これにより、地域住民や組合員のための事業が、一部の株主や投資家の利益優先に変質するリスク、あるいは既存の組合員の権利や合意形成が十分に担保されないまま組織変更が強行されるリスクが懸念される。 本省令案（(3) の財務要件等）では財務の健全性や純資産が零を超えること等の形式的な貸借対照表の数値のみが審査要件とされているが、組織変更に際して地域住民や組合員に対する説明・保護手続きがどのように担保されるのか、その歯止めとなる規定が欠落している。 3. 非営利セクターから営利セクターへの移行に伴うガバナンスの欠如と、外部資本・外資による買収リスク 労働者協同組合の活動期間中に蓄積された資産や地域からの支援リソースが、株	護に関する手続等を規定しており、本省令案ではこれらの規定を前提として、組織変更時の計算及び電磁的方法等の細目を定めています。 本措置は、認定労働者協同組合から株式会社への組織変更を義務付けるものではありませんので、労働者協同組合が事業状況等を踏まえながら組織変更の必要性について判断を行うものとなりますが、いただいた御意見については、今後の制度運用を検討する際の参考とさせていただきます。

	式会社への組織変更を通じてフリーハンドになり、特定の個人による私物化や、外部資本・ファンド、さらには外資による買収・乗っ取りのターゲットにされる懸念が極めて高い。 本省令案では「帳簿価額を変更することはできない」とする形式的な資産・負債の引き継ぎルールが定められているのみであり、非営利セクターから営利セクターへ移行する際のガバナンス上の抜け穴を防ぐには全く不十分である。 移行時における第三者評価の義務付けや、地域に根ざした社会的資産の散逸を防ぐための具体的な株式譲渡制限の義務付け等歯止めを、省令レベルあるいはガイドライン等で明記することを強く求める。	
3	件名：株式会社への組織変更時における資本金等の具体的算定方法の確認可能性について 本省令案では、産業競争力強化法第140条の19に基づき、認定労働者協同組合が株式会社へ組織変更する場合について、組織変更のみを理由として資産及び負債の帳簿価額を変更することはできないものとするとともに、組織変更後株式会社の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益剰余金その他の計算に関し必要な事項を定めることとされています。 一方、今回確認した意見募集資料からは、これらの資本項目について具体的にどのような算定方法を採用する案であるのかを確認できませんでした。 本省令案は、法第140条の19に基づいて組織変更時の計算に関し必要な事項を具体化するものであるため、対象となる資本項目だけでなく、その算定方法を確認できることにより、意見提出者が今回定めようとしている計算内容について具体的な意見を形成しやすくなると考えます。 また、制定後に組織変更を行う事業者及び行政側においても、正式な公表資料か	ご指摘を踏まえ、９月17日付で資本項目の具体的な算定方法を明確化する資料修正を行い、意見募集期間の延長を行いました。

	ら算定方法を確認できるようになるため、制度運用上の確認及び説明もしやすくなると考えます。 現状のまま具体的な算定方法を確認できない場合には、「計算に関し必要な事項」を定める省令案について、どのような計算方法を予定しているのかを意見募集時点の公表資料から確認できない状態が残ります。 そこで、本省令案で定めようとしている資本金、資本準備金その他の資本項目の具体的な算定方法を、意見募集期間中に、意見募集資料又は継続的に確認可能な正式な公表参照先から確認できるようにしてください。 なお、意見募集期間中に、既存の正式な公表資料から今回の組織変更に適用される具体的な算定方法を既に確認できる場合には、その参照先を明らかにすることで足りると考えます。	
4	件名：EBITDA 有利子負債倍率の分母が0以下となる場合の取扱いについて 本省令案では、産業競争力強化法第140条の3第4項第1号に関する財務要件として、純資産額が0を超えることに加え、EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であることを定めることとされています。 また、関連する産業競争力強化法施行規則の改正案における認定申請様式でも、EBITDA 有利子負債倍率について、「借入金・社債-現預金」を「営業利益＋減価償却費」で除する算式が示されています。 一方、この算式の分母である「営業利益＋減価償却費」が0又は負の値となる場合について、EBITDA 有利子負債倍率の要件をどのように判定するのかという基本的な取扱いを、今回確認した公表資料から確認できません。 この点を明確にすることにより、申請事	事業者及び行政庁が同一の方法により判定できるよう、ガイドライン等で明確化するべく努めてまいります。

	業者及び行政庁が同一の財務数値について共通の判定方法を確認でき、申請前の確認や認定審査における個別の照会又は解釈の相違を避けやすくなると考えます。 また、分母が0以下となる場合の取扱いが明らかでないままでは、当該財務状態の事業者について、10倍以内という要件をどのように適用するのかを公表資料に基づいて説明することが困難な状態が残ります。 そこで、「営業利益＋減価償却費」が0以下となる場合に、EBITDA 有利子負債倍率の要件をどのように判定するのか、その取扱いを、最終的な省令又は継続的に確認可能な正式な公表参照先から確認できるようにしてください。 なお、既存の正式な公表資料によって本制度における当該取扱いを既に確認できる場合には、その参照先を明らかにすることで足りると考えます。	
5	【該当箇所】 「実施指針に定める事項の実質的な変更を伴わないもの」 【意見内容】 軽微な変更に該当する具体例と、該当しない変更の例を示してください。特に、サービスの提供地域、拠点、営業時間、便数及び供給能力の縮小が軽微な変更に当たるかを明確にしてください。 【理由】 「実質的な変更を伴わないもの」という表現だけでは、事業者や行政庁によって判断が異なるおそれがあります。住民サービスに影響する変更が、簡易な手続だけで行われない基準が必要です。 【根拠資料】 ・経済産業省「『産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の……軽微な変更を定める省令（案)』等の概要について」改訂版 PDF1頁、2（1) 　軽微な変更を「実施指針に定める事項の実質的な変更を伴わないもの」として	「産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令」は、産業競争力強化法第140条の２第３項において、経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとしているところ、関係行政機関の長への協議を必要としない実施指針の軽微な変更について規定するものです。 本規定は、法第140条の２第２項各号に掲げる事項の内容を変更するものではなく、その事項の趣旨又は実質的内容に影響を及ぼさない変更を念頭においているものであり、認定を受けた事業者が当該認定に係る事業計画を変更しようとする場合に計画変更手続を不要とする範囲を定めるものではありません。

	いますが、具体例や判断境界は示されていません。	
6	【該当箇所】 「純資産の額が一定の額以上であることその他の要件」 【意見内容】 有利子負債倍率の算定について、営業利益と減価償却費の合計がゼロ又はマイナスの場合、リース債務等がある場合、直前年度に特殊要因がある場合の取扱いを明確にしてください。 【理由】 計算式だけでは、分母がゼロ又はマイナスとなる事業者を判定できません。地域サービスを担う事業者には一時的に赤字となる者も想定されるため、統一的な算定・判定方法が必要です。 【根拠資料】 ・経済産業省「『軽微な変更を定める省令（案）』等の概要について」改訂版 PDF3頁、2（3） 「純資産の額が零を超えること」及び、社債・借入金から現預金を控除した額を営業利益と減価償却費の合計額で除した値が10以内であることを定めています。 ・同資料には、分母がゼロ又はマイナスとなる場合等の取扱いが示されていません。	事業者及び行政庁が同一の方法により判定できるよう、ガイドライン等で明確化するべく努めてまいります。
7	【該当箇所】 認定労働者協同組合の株式会社への組織変更に際しての計算 【意見内容】 就労創出等積立金及び教育繰越金を資本準備金とする理由を示すとともに、組織変更後に本来の積立目的が失われないための取扱い又は保護措置を明確にしてください。 【理由】 これらの積立金は、就労機会の創出や組合員の教育等を目的とするものです。株式会社への変更によって、その財産が本来の目的と無関係に使用されることがないよう説明と措置が必要です。 【根拠資料】 ・経済産業省「『軽微な変更を定める省令	労働者協同組合法第76条において、準備金及び就労創出等積立金並びに教育繰越金について規定しているところ、このうち、就労創出等積立金については、組合の事業規模や事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るため、毎事業年度の剰余金の20分の１以上を積み立てる必要があるものとし、教育繰越金については、組合員の組合事業に関する知識の向上を図るため、毎事業年度の剰余金の20分の１以上を翌事業年度に繰り越しておく必要があるものとしています。 就労創出等積立金及び教育繰越金ともに、法令に基づき積み立ててきた金額であることから、株式会社への組織変更後、株主へ直ちに分配可能な剰余金とするのではなく、資本準備金として整理す

	（案）』等の概要について」改訂版 PDF2頁、2（2）B 　組織変更直前の準備金、就労創出等積立金及び教育繰越金の合計額を、組織変更後株式会社の資本準備金とするとされています。 ・同資料には、組織変更後の使用目的や処分に関する特別な制限は示されていません。	ることとしています。 なお、資本準備金は、一般的に自由に取り崩せず、活用には株主総会の決議や債権者保護手続が必要であり、資金としての流動性は低いものと考えています。
8	「実施指針に定める事項の実質的な変更を伴わないもの」とする定義について、実質的な変更に該当する事例と該当しない事例を概要又は省令に例示してください。軽微な変更として変更の認定を不要とする範囲を定める規定ですが、実施指針の内容が多岐にわたる場合、どの程度の変更が「実質的」かを判断する基準が不明です。申請者や認定機関が判断に迷わないよう、具体的な判断基準や例示を追加してください。	「産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令」は、産業競争力強化法第140条の２第３項において、経済産業大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとしているところ、関係行政機関の長への協議を必要としない実施指針の軽微な変更について規定するものです。 本規定は、法第140条の２第２項各号に掲げる事項の内容を変更するものではなく、その事項の趣旨又は実質的内容に影響を及ぼさない変更を念頭においているものであり、認定を受けた事業者が当該認定に係る事業計画を変更しようとする場合に計画変更手続を不要とする範囲を定めるものではありません。

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を１件頂きました。